

各都道府県 DX 担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県会計管理者

） 殿

総務省自治行政局行政課長

地方公共団体における入札参加資格審査申請手続の
共通化・デジタル化の取組の推進について（通知）

地方公共団体においては、急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で、行政サービスの提供を持続可能なものとするため、デジタル技術等を活用した事務処理の効率化が求められています。併せて、全国的な民間経済活動の効率化の観点も踏まえた、社会全体でのデジタルトランスフォーメーションが求められており、地方公共団体の調達関連手続についても、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、デジタル完結及びワンスオンリー化を実現していくことが要請されています。

このため、総務省においては、総務省と地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下、「実務検討会」という。）を開催し、地方公共団体の物品・役務等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化について検討を進め、物品・役務等の入札参加資格審査申請の共通の申請項目・必要書類、申請方法及び共通の入札参加資格審査申請システム（以下「共通システム」という。）の整備の方向性について、本年3月に報告書（以下、「検討会報告書」という。）を取りまとめました。

検討会報告書においては、共通システムについて、「全国単位の共通システムを整備し、当該システムで受け付けるようにすることを目指すべきである」との方向性が示されるとともに、「物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請方法については、共通システムの運用開始に合わせて導入するものとし、その導入に向けて、令和7年度以降、建設工事等に係る共通化・デジタル化の方向性に関する検討状況や、共通システムの具体化に向けた検討状況等を踏まえて、必要に応じて更新を行っていく」とされた一方で、共通システムの導入時期については、「共通システムの整備・運用主体等、共通システムの機能の詳細等が明らかでないこと等から、予断をもって示すことができない」とされたところです。

検討会報告書を踏まえ、令和7年度においては、物品・役務等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性を踏まえつつ、引き続き、実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性や、共通システムの機能等に係る詳細について検討を進めているところです。

地方公共団体における入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の取組は、事業者の事務負担の軽減や利便性の向上が図られることはもとより、入札参加資格審査申請システムを導入していない地方公共団体においては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が大幅に削減されるものと考えられます。また、既に入札参加資格審査申請システムを導入している地方公共団体においては、共通システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が共通化されることにより、事務負担が削減されるものと考えられます。

他方で、地方公共団体の入札・契約制度においては、域内の中小事業者の受注機会の確保や地域経済の活性化等のため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 に基づく入札参加者の事業所の所在地又は当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格の設定など、地域の実情を踏まえた運用も行われているところであり、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の推進に当たっては、引き続き、各地方公共団体における地域の実情を踏まえた運用が可能となるようにすることにも留意する必要があると認識しています。

以上を踏まえ、共通システムが導入されるまでの間においても、地方公共団体における入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を推進するため、検討会報告書で示された物品・役務等の入札参加資格審査申請の共通の申請項目・必要書類等に関し、地方公共団体において新たなシステムの導入をせずとも対応が可能と考えられる取組について、下記のとおり整理しました。

貴職におかれては、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に資する下記の取組について、積極的にご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札参加資格審査申請手続の必要書類における押印の見直し等

使用印鑑届や印鑑証明書については、現に、物品・役務等の入札参加資格審査申請の必要書類として設定している地方公共団体が一定数あるが、調達関連手続の電子化・オンライン化を図る方向で検討を進めていること、見積書等における押印見直しの取組があること、民間から電子契約サービスが提供されているなど代替手段があることを踏まえ、当該手続の電子化・オンライン化を促す観点からも、必要書類における押印の見直しを含めた業務運用の見直しを行うこと。

2. 入札参加資格審査申請手続の申請項目・必要書類の見直し

検討会報告書では、物品・役務等の入札参加資格審査申請の共通の申請項目・必要書類については、①「共通申請項目等（全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類）」及び②「選択申請項目等（申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類）」を定めて、さらに、必要に応じて、③「独自申請項目等（地方公共団体独自の申請項目及び必要書類）」を設けることができるとされ、それぞれ以下のとおり設定された。

① 共通申請項目等（別紙1及び別紙2）

- i 事業者特定情報（本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。）であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの（③に該当するものを除く。）

（例）本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

② 選択申請項目等（別紙1及び別紙2）

- i 適正性審査・格付情報（契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。）に該当するもの（③に該当するものを除く。）

（例）営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表

- ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、①iiに該当しないもの（③に該当するものを除く。）

（例）組合員名簿

③ 独自申請項目等

- i 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの

（例）地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数

- ii 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの

（例）本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号

- iii 入札参加資格審査（適正性審査や格付け）に資さないと考えられるもの

（例）従業員名簿（格付け等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない。）、課税事業者・免税事業者の別（格付け等に影響を与えない）

- iv 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの

（例）入札参加資格審査申請書（紙）、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書

- v i からivまでのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

（例）ホームページアドレス、現に設定している（かつ意見照会において申請項目等として設定する必要があると回答している）地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

上記を踏まえ、③「独自申請項目等」が多数設定される場合には、特に、複数の地方公共団体に対して申請を行う事業者にとって、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上に係る効果は限定的となることから、貴団体が現在設定している申請項目等のうち、③「独自申請項目等」のiiからvに該当するものがある場合は、当該申請項目等の必要性を見直し、真に必要な申請

項目等のみを設定する等、独自申請項目等が必要最小限のものとなるように取り組むこと。

なお、③「独自申請項目等」の i に該当する申請項目等については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて定めてきたものであり、格付け等を行うために必要な情報であると考えられることから、引き続き設定することを妨げるものではないこと。

3. 入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の推進

都道府県単位又は複数の市区町村等で、現在、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を検討している地方公共団体においては、例えば、上記 2 で示した共通の申請項目等を参考にして申請項目等を設定することや、検討会報告書で示された共通の申請方法（資格の有効期間や申請の受付期間等）を参考にして、資格の有効期間や申請の受付期間を設定するといった取組を行うことが考えられること。また、既に都道府県単位又は複数の市区町村等で入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を実施している地方公共団体においても、入札参加資格審査申請システムの更新等の際に同様の取組を行うことが考えられること。

なお、検討会報告書は、総務省ホームページにおいて公表しているため、上記の取組に係る参考とされたいこと。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html